

## ひとり親支援制度に係る災害時特例等一覧

制度の名称	<b>母子父子寡婦福祉資金の災害特例措置</b>	
支援の種類	貸付特例（融資）・要件緩和	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付。 （住宅が全壊・半壊、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦家庭が対象） ※罹災証明書が必要</li> </ul>	
	貸付限度額	200万円以内（通常の限度額150万円に、災害による場合50万円を加算）
	貸付利率	年1.0%（連帯保証人がいる場合は無利子）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既に貸付けを受けている方 災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、<u>1年以内の償還の支払猶予期間</u>が設定できます。</li> <li>●住宅に被害をうけた方 ※罹災証明書が必要 被災後1年以内に貸付けられる「住宅資金」「事業開始資金」「事業継続資金」の<u>据置期間を2年</u>を超えない範囲内で延長できます。</li> <li>●寡婦の方 災害等により生活の状態が著しく窮迫している方については、所得制限の適用対象としないことができます。</li> </ul>	

制度の名称	<b>児童扶養手当・特別児童扶養手当の災害特例措置</b>	
支援の種類	要件緩和	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当について、所得制限の特例措置を講じます。</li> <li>●災害により住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の損害を受けた場合、<u>所得制限の適用を除外</u>します。</li> </ul>	
活用できる方	●各手当受給者世帯	
留意事項	災害により住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の損害を受けた場合、令和6年1月から令和7年10月までの間（※特別児童扶養手当は令和7年7月まで）、 <u>令和4年及び5年の所得に関わらず、手当を全額受給することができます。ただし、令和7年8月の現況届の際に、令和6年の所得が所得制限限度額以上だった場合は手当を返還いただくこととなります。</u>	

制度の名称	<b>児童扶養手当・特別児童扶養手当（受給者が死亡した場合）</b>	
支援の種類	給付	
制度の内容	●各手当の受給者が死亡した場合において、 <u>死亡した日の属する月までの手当を支給する</u> ものです。	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未支払の手当の請求者は、当該手当につき支給の対象児童とされていた方です。</li> <li>●対象児童が2人以上の場合は、1人が代表して請求してください。</li> <li>※請求者が幼少等のため、意思能力がない場合は、その保護者が指定受取人となります。</li> <li>●なお、受給者死亡に係る届出については、14日以内に届出をする必要があります。</li> </ul>	

制度の名称	<b>災害等遺児すこやか資金（交通災害等遺児すこやか資金）</b>	
支援の種類	給付	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通災害等による遺児を養育する方に対し、一時金を支給するものです。</li> <li>●遺児1人につき、5万円を支給します。</li> </ul>	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石川県内に居住する遺児と生計を一にする父母等</li> <li>・遺児…中学生以下のお子さんで、生計を一にする父若しくは母又は父及び母以外の扶養者を交通災害等で失った方</li> <li>・交通災害等…地震や水害等の天災、交通事故、労働災害</li> </ul> なお、申請期限が遺児となって1年以内となっておりますので、ご注意ください。	